



一般社団法人
介護人材政策研究会

ピックアップNEWS



= 号 外 =

発行日：2026.10.21

特定技能による外国人介護人材の受入れ上限を2万人拡大 育成就労分の枠組みを付け替え、上限到達による受入れ停止回避へ

出入国在留管理庁が10月19日に開催した「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」で、介護分野における外国人材の受入れ見込数（上限）について、育成就労から2万人分を特定技能へ付け替え、15%程度枠組みを拡大（12.69万人→14.69万人）する方針が示されました。今後、年内にも閣議決定へと進む見込みです。

特定技能による外国人材の受入れについては、外食分野で既に上限に達したとして、新規の受入れが停止されています。加速度的に受入れが進む介護分野においても、令和9年度中に上限に達すると見込まれており、国内人材が減少局面にある現状を踏まえれば、大きな介護人材課題のひとつであると受け止められていました。

本会ではこの問題について、7月22日に仁木博文衆議院議員（前厚生労働副大臣、現自由民主党厚生労働部会長）に要望書を提出、危機感を共有させていただいた上で、9月2日には厚生労働省担当室と本会会員が直接意見交換する場を設定するなど、様々な角度で問題意識を届けてまいりました。今回の案は、そうした現場の声を重く受け止めていただいた結果であると、心から感謝する次第です。

今後も、我が国の介護を持続可能なものにしていくためには、外国人介護人材の力が必要不可欠です。本会では、国内人材にとっても、外国人材にとっても働きやすく、未来を描ける介護の職場づくりを一層進めていくべく、会員の皆さま、そして仁木衆議院議員はじめ有志の皆さまとの強い連携のもと、取り組みを深めてまいります。



介護分野における外国人材の安定的な受入れに向けた本会の活動



○令和8年7月22日

特定技能の受入上限に係る現状と課題について、仁木厚生労働副大臣及び厚生労働省・福祉人材確保対策室へ要望書を提出。介護人材不足の現状を踏まえ、受入上限の見直しのほか、介護人材確保への効果の検証、介護福祉士国家試験の合格支援強化等3点を求める。



○令和8年9月2日

仁木厚生労働副大臣と連携し、厚生労働省・麻那古直大福祉人材確保対策室長を招いて勉強会を実施。特定技能の受入上限の問題に留まらず、地方における人材の確保について、また日本語要件や教育、外国人材の育成やそのための補助、外国人材の活躍を通じた現場の質の再検証等について、意見交換。



一般社団法人
介護人材政策研究会

発行人：天野尊明
住 所：〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-2 BUREX麹町910
(シム・コンサルティンググループ内)
TEL：03-5213-4270 FAX：03-6478-8333

ホームページやSNSでも情報発信中



@kaijinken0723